

奈良県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、東室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	小橋 勝	葛城市東室四〇
〃	坂本 幸治	〃 二三
〃	吉井 正博	〃 三七
〃	保川 雅生	〃 二二九一二
〃	坂本 勉	〃 二二九一六
〃	保川 隆之	〃 六一一
〃	坂本 剛司	〃 一一
監事	保川 義則	〃 一八五一二
〃	小橋 武	〃 一八七一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	小橋 勝	葛城市東室四〇
〃	保川 光	〃 三二
〃	吉井 正博	〃 三七
〃	保川 雅生	〃 二二九一二
〃	坂本 勉	〃 二二九一六
〃	小橋 伸安	〃 一八
〃	坂本 剛司	〃 一一
監事	保川 義則	〃 一八五一二
〃	小橋 武	〃 一八七一三